

1 放射線対策の沿革

放射線対策の沿革

平成 23 年 3 月 11 日

東北地方太平洋沖地震発生
東京電力福島第一原子力発電所事故発生
国が原子力緊急事態宣言

平成 23 年 3 月 12 日 【資料 1】資料編 P1

放射性物質が東京電力福島第一原子力発電所から大気中に放出され広範囲に拡散する。

平成 23 年 3 月 17 日 【資料 2】資料編 P3

厚生労働省が食品中の放射性物質の暫定基準値を示す。

平成 23 年 4 月 5 日

飲料用として使用している地下水について、市内 6 ヶ所をサンプリングして放射性物質の濃度測定を実施した。

平成 23 年 4 月 19 日 【資料 3】資料編 P5

文部科学省が「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方について」で学校等の校舎・校庭の利用判断に関する目安として年間 20 ミリシーベルト（毎時 3.8 マイクロシーベルト）を示す。

平成 23 年 5 月 31 日 【資料 4】資料編 P9

学校等の線量把握のため幼稚園、保育園、小学校、中学校、公園の全 48 施設を測定し、毎時 3.8 マイクロシーベルト未満であることを確認する。

平成 23 年 6 月 29 日 【資料 5】資料編 P10

印西市環境整備事業組合の焼却灰から基準を上回る指定廃棄物が発生する。

平成 23 年 7 月 30 日

「放射線が人体に与える影響の講演会」を放射線医学総合研究所の協力により開催。

平成 23 年 8 月 26 日 【資料 6】 資料編 P12

国の原子力対策本部が「除染に関する緊急実施基本方針」を発表。

年間 20 ミリシーベルト以上にある地域を段階的かつ迅速に縮小すること及び長期的な目標として、年間 20 ミリシーベルト以下の地域においては追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となることを目標することを示す。

平成 23 年 8 月 27 日

「放射線が人体に与える影響の講演会」を放射線医学総合研究所の協力により開催。

平成 23 年 8 月 31 日 【資料 7】 資料編 P17

印西市が「放射線等に対する対応について」として、放射線等問題に関し、印西市としては、安心感を高めることができるようにする取組みが必要との判断から、子供達の利用する施設を優先に、放射線量の低減化に資する取り組むことを示す。

平成 23 年 9 月 1 日～

空間放射線量が毎時 0.3 マイクロシーベルトを超える可能性がある、幼稚園・保育園・小学校・中学校・公園の砂場の砂の入れ替えや側溝清掃等を順次行い、年度内に完了した。

公共施設の空間線量の測定を定期的に開始する。

平成 23 年 9 月 12 日

市民経済部環境保全課内に放射線対策室を設置する。

平成 23 年 9 月 27 日 【資料 8】 資料編 P19

もとの幼稚園、小林北小学校、大塚前公園、小倉台西公園において線量低減化の実証実験を実施し低減化を確認する。

平成 23 年 11 月 11 日 【資料 9】 資料編 P22

国が放射性物質汚染対処特措法の基本方針を示し、長期的な目標として追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下とすることを目標とすることとした。

平成 23 年 11 月 14 日

放射線測定器の貸出を開始する。

平成 23 年 11 月 21 日

放射線測定員の派遣を開始する。

平成 23 年 12 月 1 日

印西市産農産物の放射性物質検査を開始する。

平成 23 年 12 月 14 日 【資料 10】資料編 P33

環境省令第 34 条が公布され、汚染状況重点調査地域の指定要件は空間線量が毎時 0.23 マイクロシーベルトであると示される。

平成 23 年 12 月 28 日 【資料 11】資料編 P37

環境省が印西市を汚染状況重点調査地域に指定する。

平成 24 年 1 月 1 日 【資料 12】資料編 P41

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下放射性物質汚染対処特措法という。）が全面施行される。

平成 24 年 1 月 6 日～ 【資料 13】資料編 P62

印西市放射性物質除染実施計画の市民意見公募を実施する。

平成 24 年 1 月 10 日

保育園給食食材の放射性物質検査を毎週 1 回開始する。

平成 24 年 1 月 12 日

学校給食食材の放射性物質検査を毎週 1 回開始する。

平成 24 年 1 月 18 日

市内の空間放射線量を把握するために、国県市道の延長約 650km を自動車可搬型測定器で測定を実施する。

平成 24 年 2 月 5 日

「放射線と食べ物」の講演会を女子栄養大学の協力により開催する。

平成 24 年 2 月 22 日 【資料 14】資料編 P134

印西市産原木しいたけ（露地栽培）から、国が定めた暫定規制値を超える放射性物質が検出され出荷自粛となる。

平成 24 年 3 月 27 日 【資料 15】資料編 P136

印西市産たけのこから、平成 24 年 4 月 1 日以降に適用される新基準値を超える放射性物質が検出され出荷自粛となる。

平成 24 年 3 月末

主な幼稚園・保育園の除染を完了した。

平成 24 年 4 月 1 日 【資料 16】資料編 P137

厚生労働省により食品中の放射性物質の新基準値が示される。

平成 24 年 4 月 26 日 【資料 17】資料編 P142

印西市放射性物質除染実施計画が環境大臣より承認される。

平成 24 年 5 月～年度末

小学校、中学校、公園等の除染を実施し、公園以外の主な公共施設の除染を完了する。

平成 24 年 6 月 4 日

市民持ち込みによる食品等の放射性物質検査を開始する。

平成 24 年 9 月 20 日

学校給食のまると放射性物質検査を毎週 1 回開始する。

平成 24 年 10 月 1 日 【資料 18】資料編 P143

民有地（住宅）の除染に向けての受付及び測定を開始する。

平成 24 年 11 月 30 日

道路等の側溝汚泥を保管するために市役所に保管ボックスを設置する。

平成 24 年 12 月 21 日～ 【資料 19】 資料編 P144

松戸市・柏市・流山市が手賀沼流域下水道終末処理場の一部を使用して焼却灰等の指定廃棄物の一時保管を開始する。

平成 24 年 12 月 26 日

印西市放射性物質除染実施計画を語句の整理等により変更し第 2 版とする。

平成 25 年 1 月 【資料 20】 資料編 P146

市民を対象にホールボディカウンタによる内部被ばく検査費用の助成を開始する。

平成 25 年 3 月 7 日

印西市放射性物質除染実施計画を対象施設の語句の整理等により変更し第 3 版とする。

平成 25 年 3 月 9 日

道路等の側溝汚泥を保管するために本埜支所に保管ボックスを設置する。

平成 25 年 3 月 27 日

印西市放射性物質除染実施計画を除染実施施設を変更し第 4 版とする。

平成 25 年 4 月～

除染が完了していない公園等の公共施設の除染を実施する。

平成 25 年 8 月 30 日

民有地（住宅）の除染を完了する。

平成 26 年 3 月 27 日

国管理の施設の除染が完了していないため、印西市放射性物質除染実施計画の計画期間を 1 年間延長し第 5 版とする。

平成 26 年 3 月

公園等も含め、市が管理する全ての公共施設の除染を完了する。

平成 26 年 8 月 19 日

国管理の施設について線量測定した結果、基準値を下回り除染不要となった。

これにより、印西市放射性物質除染実施計画に定められた施設全てにおいて基準値を下回ることになり、長期目標である、追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下とすることを達成した。

平成 27 年 1 月 22 日 【資料 21】 資料編 P147

印西市産たけのこが条件付きで出荷自粛解除となる。

平成 27 年 3 月 24 日

手賀沼流域下水道最終処分場で一時保管していた指定廃棄物（焼却灰）は、3 市（松戸市、柏市、流山市）の持ち帰りが完了したため終了した。

平成 27 年 3 月 27 日 【資料 22】 資料編 P148

平成 23 年度から平成 25 年度までの放射線対策経費（市持ち出し分）について、原子力損害賠償紛争解決センターに東京電力株式会社との和解の仲介を求めて申し立てる。

平成 27 年 3 月 31 日

印西市放射性物質除染実施計画の計画期間が終了する。

「印西市放射線対策実施中間報告書」をまとめる。

環境保全課放射線対策室が解散し、同課環境保全班に業務を引継ぐ。